

社会福祉法人嬭恋村社会福祉協議会役員報酬規程

平成3年1月4日 制定

平成12年3月18日 一部改正

平成23年2月10日表題・全部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嬭恋村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員に対する報酬を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 前条に規定する役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 本会の役員は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

理事(会 長)	日 額	3,000円
理事	日 額	2,000円
監事	日 額	2,000円